

火を使用する設備等の設置届

札幌市火災予防条例第66条

ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備を設置する場合には、所轄する消防長又は消防署長への届出が必要となる。

1. 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうちボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備を設置しようとする者は、当該工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。
2. 届出には、火気使用設備等の位置、構造、性能その他火災予防上必要な事項を記載した図書で規則で定めるものを添付しなければならない。
3. 消防長又は消防署長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容が条例に定める火気使用設備等の位置、構造及び管理の基準に適合しているかどうかを審査するものとする。
4. 第1項に掲げる火気使用設備等を使用しようとする者は、当該火気使用設備等の使用開始前に消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。

施設所有者の同意を得ることなく行った無断造作において、造作が原因とした火災等による被害が発生した場合、無断造作した者が責任を負わなければならない。

無断造作者は無断設置設備に対し、被害発生時のために損保会社と損害保険契約を交わしていなければならない。

様式 11 (表)

炉・厨房設備 設置(変更)届出書

				年 月 日	
(あて先) 札幌市 清田 消防署長					
届出者					
住所				(電話 -)	
氏名					
防火対象物	所在地	札幌市清田区北野3条3丁目148-1			電話 - 番
	名称	共立ビル(北野博善斎場)	主要用途	集会場	
設置場所	用途	ロードヒーティングボイラー	床面積	m ²	消防用 未設置
	構造	非不燃区画	階層	1階	設備等
届出設備	設備の種類	ロードヒーティング用ボイラー(灯油給湯器)2基			
	着工(予定)年月日		しゅん功(予定)年月日		
	設備の概要	1階倉庫を非不燃材で間仕切したボイラー室を設け、ロードヒーティング用ボイラー2基を設置			
	使用する燃料・熱源・加工液	種 類	使 用 量		
	安 全 装 置	燃焼制御装置・耐震自動消火装置・過熱防止装置・停電安全装置			
取扱責任者の職氏名	未選任				
工事施工者	住所				電話 - 番
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
- 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用暖房設備等と記入すること。
- 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 当該設備の設計図書を添付すること。

(裏)

調 査 欄

調査年月日	年	月	日
調査員	消防署	出張所(係)	
	職		
	氏名		印
防火上支障の有無			
調査事項			
1 設置場所			
2 構造			
3 建物室内構造			
4 燃料槽等の構造			
5 非常警報装置又は熱源自動停止装置			
6 その他必要な設備			
7 消火設備			
備考			